

# ＼中国地方5県および愛媛県在住者限定！／ひろしま再発見の旅



割引額（補助額）予算が達成されない割引制度は終了いたします。  
※価格はすべて税込です。

この商品は、広島県誘客促進支援事業を活用した旅行割引プランです。

1人あたり10,000円未満のプランの場合	1人 2,500円 割引
1人あたり10,000円以上20,000円未満のプランの場合	1人 5,000円 割引
1人あたり20,000円以上30,000円未満のプランの場合	1人 10,000円 割引
1人あたり30,000円以上のプランの場合	1人 15,000円 割引

さら  
に！

Go To トラベルも使える！

## ●支援金の一例(1人あたり)

旅行代金	支援金の一例
40,000円の場合	14,000円
30,000円の場合	10,000円
20,000円の場合	7,000円
10,000円の場合	3,000円

※お得な“広島県内宿泊プラン”は、Go To トラベル事業の支援対象です。旅行代金からGo To トラベル事業による支援金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。

※別に定める日以降に発する旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。

※国からの支援金はお客様に対して支給されますが、当協会又は委託旅行業者（以下、「販売店」といいます。）は支援金をお客様に代わって受領（代理受領）いたしますので、お客様は、旅行代金に対する支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。なお、旅行契約をお取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。お客様は、当協会又は販売店による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

※Go To トラベル事業の支援金は販売店により異なりますので、支援金の額はお申込みの販売店におたずねください。

※広島県誘客促進支援事業とGo To トラベル事業は併用にならない場合がありますので、お申込みの販売店におたずねください。

お得な“広島県内宿泊プラン”

宮島コーラルホテル



宮島  
再発見！

お手軽に1日中遊び尽くそう！

## 宮島観光5大特典付 プラン

新たな☆宮島再発見！を楽しんでください

- 特典① JR西日本宮島フェリー乗船券 往復分
- 特典② お土産に喜ばれる杓子の家の利用券
- 特典③ ホクホクあつあつ 揚げもみじ(1個)の引換券
- 特典④ 宮島天然水(ペットボトル1本)
- 特典⑤ 翌日15時まで駐車場無料 ※さらに、スタッフ特製【宮島マップ】をプレゼント

1泊  
朝食付

おとな1~3名1室利用の場合

基本旅行代金  
割引前 12,000円~20,000円  
広島県誘客促進支援事業を  
活用した旅行割引プラン  
割引後 7,000円~10,000円  
Go To トラベル  
キャンペーン  
お支払い実額 2,800円~ 3,000円

お支払い実額は販売店により異なる場合があります。

■基本旅行代金 (おとな・小人3歳以上同額) (お1人様・円) ※幼児(2歳迄)は添い寝代@1,100円別途必要(現地支払)

	A	B	C
1~3名1室	12,000	14,000	20,000

チェックイン 15:00

チェックアウト 11:00

こちらも  
おすすめ

宮島ぶらり再発見★

## 宮島観光3大特典付 日帰りプラン 新たな☆宮島再発見！を楽しんでください

- 特典① JR西日本宮島フェリー乗船券 往復分
- 特典② ホクホクあつあつ 揚げもみじ(1個)の引換券
- 特典③ 駐車場9時~15時まで無料

※さらに、スタッフ特製【宮島マップ】をプレゼント

日帰り  
昼食付

おとな・こども同額  
基本旅行代金  
割引前 4,000円  
広島県誘客促進支援事業を  
活用した旅行割引プラン  
割引後 1,500円



昼食:コーラルホテル特選 金飯御膳

※掲載している写真はイメージです。

実施期間:2020年7月25日(土)~2021年2月28日(日)

2020 8月

月	火	水	木	金	土	日
				1 B A	2 A B	3 A B
3 A	4 A	5 A	6 A	7 A	8 B	9 B
10 A	11 A	12 A	13 A	14 A	15 B	16 A
17 A	18 A	19 A	20 A	21 A	22 B	23 A
24 A	25 A	26 A	27 A	28 B	29 A	30 A
25 A	26 A	27 A	28 B	29 A	30 B	31 A

2021 1月

月	火	水	木	金	土	日
				1 C C	2 C C	3 C C
4 A	5 A	6 A	7 A	8 B	9 A	10 B
11 A	12 A	13 A	14 A	15 B	16 A	17 B
18 A	19 A	20 A	21 A	22 B	23 A	24 B
25 A	26 A	27 A	28 B	29 A	30 B	31 A

2020 9月

月	火	水	木	金	土	日
				1 A A	2 A A	3 A A
7 A	8 A	9 A	10 A	11 B	12 A	13 B
14 A	15 A	16 A	17 A	18 B	19 A	20 B
21 B	22 A	23 A	24 A	25 B	26 A	27 B
28 A	29 B	30 A				

2020 10月

月	火	水	木	金	土	日
				1 A A	2 A A	3 A A
5 A	6 A	7 A	8 B	9 A	10 B	11 A
12 A	13 A	14 A	15 B	16 A	17 B	18 A
19 A	20 A	21 B	22 A	23 B	24 A	25 B
26 B	27 A	28 A	29 B	30 A	31 B	

2020 11月

月	火	水	木	金	土	日
				1 A A	2 A A	3 A A
2 B	3 A	4 A	5 A	6 B	7 A	8 B
9 A	10 B	11 A	12 B	13 A	14 B	15 A
16 A	17 B	18 A	19 B	20 A	21 B	22 A
23 A	24 B	25 A	26 B	27 A	28 B	29 A

2020 12月

月	火	水	木	金	土	日
				1 A A	2 A A	3 A A
7 A	8 B	9 A	10 B	11 A	12 B	13 A
14 A	15 B	16 A	17 B	18 A	19 B	20 A
21 A	22 B	23 A	24 B	25 A	26 B	27 A
28 A	29 B	30 A	31 C			

2021 2月

月	火	水	木	金	土	日
				1 A A	2 A A	3 A A
8 A	9 B	10 A	11 B	12 A	13 B	14 A
15 A	16 B	17 A	18 B	19 A	20 B	21 A
22 B	23 A	24 B	25 A	26 B	27 A	28 B

宿泊プランは  
こちらでもご覧いただけます



日帰りプランは  
こちらでもご覧いただけます



## ひろしま地旅「広島県内宿泊プラン」「広島県内観光周遊・食事プラン」取引条件説明書《抜粋》

この書面(以下「共通事項書面」といいます。)は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面の一部であり、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5及び観光庁認可の当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)第9条第1項による契約書面の一部となります。

ひろしま地旅のお申込みの際は、詳しい旅行条件をご説明した書面をお渡しますので、事前にご確認のうえお申込みください。

### 1. 国内募集型企画旅行契約

- (1) ひろしま地旅「広島県内宿泊プラン」「広島県内観光周遊・食事プラン」(以下「この旅行」といいます。)は、協同組合広島県旅行業協会(広島県広島市東区光町1丁目11番5号チサンマンション広島1-303号、広島県知事登録旅行業第2-182号)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、協同組合広島県旅行業協会(以下「当協会」といいます。)と国内募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット・チラシに記載する個別の旅行プラン等(以下「パンフレット等」といいます。)に記載されている条件のほか、共通事項書面、旅行出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)、及び観光庁認可の当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)(以下「約款」といいます。)によります。なお、最終旅行日程表は作成しないことがあります。
- (3) この旅行は、添乗員・現地係員の同行しない個人・グループ旅行です。この旅行では約款で定める旅程管理は行いません。ご旅行に必要なクーポン券類やハウチヤー等をお渡しいたしますので、ご旅行中の諸手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

### 2. 旅行契約の申込み

- (1) 旅行契約を申込もうとするお客様は、当協会又は旅行業法で規定された当協会の「受託営業所」(以下「当協会ら」といいます。)にて、当協会所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入のうえ、当協会がパンフレット等に定める金額の申込金又は旅行代金の全額(以下「申込金等」といいます。)を添えてお申込みいただきます。申込金等は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当協会らは、電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当協会らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会らに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないとときは、当協会らは予約のお申込みがなったものとして取り扱います。
- (3) この旅行に、旅行開始日当日における満年齢が20歳未満の方が保護者の同行がなく単独で参加される場合は親権者代表様の同意書が必要です。また、15歳未満の方は保護者(20歳未満の方は保護者となりません。)の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (4) 特別な配慮を必要とするお客様のお申込みについて  
お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な措置が必要となる可能性があるお客様は、ご相談させていただきますので、旅行申込みの際に係員に必ずお申しください。

### 3. 旅行契約の成立時期

- (1) 旅行契約は、当協会らが旅行契約の締結を承諾し、第2項(1)による申込金を受理した時に成立します。
- (2) 通常契約による旅行契約は、当協会が旅行契約の申込みを承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。

### 4. 旅行代金のお支払い期日と適用

- (1) 旅行代金とは、第5項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- (2) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。
- (3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降に旅行契約のお申込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当協会が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (4) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、旅行実施日における満年齢が12歳以上の方は「大人代金」、6歳以上12歳未満の方は「子ども代金」となります。パンフレット等に特に記載がない場合は、すべて「大人代金」の適用となります。

### 5. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、パンフレット等に「旅行代金として

表示した金額、「追加代金として表示した金額」、「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、「申込金等」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

### 6. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- (1) パンフレット等に記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、特典プランの代金、消費税が含まれます。
- (2) 入湯税が必要な宿泊施設における入湯税は含まれておりません。入湯税は宿泊施設へ直接お支払いください。
- (3) パンフレット等に記載された旅行日程に明示されていない交通宿泊費等の諸費用及び個人的性質の諸費用はふくまれておりません。
- (4) 宿泊施設などにより、幼児(6歳未満)をお連れのときに寝具やお食事をご用命・ご利用にならなくても「施設利用料金」を申し受けすることができます。この「施設利用料金」は含まれておりませんので、宿泊施設へ直接お支払いください。

### 7. お客様からの旅行契約の解除と取消料

- (1) お客様は、次の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金等)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかねえないときは、その差額を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料
ア. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以前に解除する場合	無料
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ワ. からカ. までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ウ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(エ. からカ. までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%
エ. 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
オ. 旅行開始当日に解除する場合(カ. からカ. までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
カ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

- (2) 宿泊のみご予約になった場合は、次の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金等)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかねえないときは、その差額を申し受けます。(31名以上の場合の取消料は係員にお尋ねください。)

旅行契約の解除期日	取消料	
	予約人数が1~14名の場合	予約人数が15名~30名の場合
ア. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当たる日以前に解除する場合	無料	無料
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって5日目に当たる日以降に解除する場合(ワ. からカ. までに掲げる場合を除く。)	無料	旅行代金の20%
ウ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除する場合(エ. からカ. までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%	旅行代金の20%

### 8. 個人情報の取扱いについて

工. 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の20%	旅行代金の20%
オ. 旅行開始当日に解除する場合(カ. に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
カ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	旅行代金の100%

本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

- (3) 「旅行契約の解除期日」は、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。営業日以外及び営業時間終了後に着信したファクシミリ等は、翌営業日のお申し出として取扱います。

- (4) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

### 9. 旅行条件・旅行代金の基準期日

- (1) 当協会は、旅行申込みの受付に際し提出された申込書に記入いただいた必要項目又は提出を受けた旅行者名簿に記載された必要項目について旅行者の個人情報を取得いたします。当協会にご提供いただく個人情報の項目をお客様がご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報をご提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及び旅行サービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の旅行のお申込み、ご依頼をお引き受けできないことがあります。

- (2) 当協会は、申込書又は旅行者名簿に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において旅行サービス提供機関の提供する旅行サービスの手配及びそれらの旅行サービスの受領のための手続に必要な範囲内、当協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら旅行サービス提供機関、保険会社等に対し、お客様の氏名・性別・生年月日又は年齢・住所・連絡先電話番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。旅行契約をお申込みいただく際には、これらの個人データの提供について旅行者に同意をいただくものとします。

- (3) 当協会では、①旅行保険等旅行に必要な当協会と提携する企業の商品やサービスのご案内、②当協会の商品やキャンペーン情報のご案内、③よりよい旅行商品を開拓するためのマーケット分析、④旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、⑤アンケートのお願い、⑥特典サービスの提供、⑦統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (4) 当協会は、旅行の安全及び旅行サービス提供機関の提供する旅行サービスの確実な受領のため、契約責任者及び契約責任者が旅行に同行しない場合における契約責任者が選任した旅行者の氏名及び旅行中連絡が可能な電話番号を、旅行サービス提供機関に提供いたします。

- (5) 当協会は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当協会が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当協会に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

### 10. 旅行傷害保険について

- ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。

## 旅行企画・実施

## 協同組合広島県旅行業協会

広島県知事登録旅行業第2-182号  
一般社団法人全国旅行業協会正会員  
広島市東区光町1丁目11-5  
チサンマンション広島1-303号

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に關し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく右記の取扱管理者にお尋ねください。

受託販売「ひろしま地旅」は次の加盟旅行会社でお取り扱いいたします。